## 意 見 交 換

- ※ (委員長は□,委員は○,事務担当者は△で表示する。)
- □ それでは、これから、みなさんの御意見をお伺いしたいと思います。どのような方面からでも結構ですので、御意見及び御批判をいただければと思います。
- 非行少年に対する社会奉仕活動は、保護処分を決めるための調査である試験 観察の一環という位置付けなのか、それとも、非行を防止するということを目 的としているのか、調査官の御説明からは、わかりにくい部分がありました。 もし、試験観察、すなわち調査ということであれば、裁判所も、このような教 育的働きかけをして、どの程度の効果があったのかについて効果測定をする必 要があると思います。このような社会奉仕活動で効果検証ができているのであ ろうかということが一点目の私の疑問です。
  - 二点目として、いわゆる専門的な教育を行い、少年にどういう教育効果が発生しているのかを判断する観護措置がありますが、観護措置とこのような社会奉仕活動がどういう棲み分けになっているのか教えていただきたいと思いました。
- △ 観護措置とこの社会奉仕活動の違いですが、観護措置の間は、一定の収容された状態で面接を通じて少年の精神鑑別調査をするということがメインになっています。一方、在宅試験観察は、社会の中で少年の様子を見るということであり、そこで社会奉仕活動をさせて、少年と他の人との関わり合いをみるということが鑑別所との大きな違いになっており、枠のない中で対人関係を見ることになります。最初の質問であった、社会奉仕活動の目的が調査なのか、それとも非行防止の教育的措置なのかについては、両方が目的ではないかと思っています。まず、試験観察に付して見極めをつけ、保護処分に結び付けることが大前提ですが、その中においても、教育的に働きかけもしています。

効果の検証については、どのように効果を検証するかということが問題となり、再犯率を数えてみたりとかいろいろな意見が出るのですが、どのようにすればより効果的な検証になるのかが課題になっていると思います。例えば、1年後、2年後の再犯率を見るのか、30歳になったときにきちんとした大人になっているのかを見るのかなどです。

- △ 効果検証については、二つの意味があると思います。一つは、社会奉仕活動である保護的措置自体に効果があるのかという検証も必要になりますし、それを受講した少年に効果があったのかどうか、具体的には、再犯危険性が減少したのかどうか、親子関係が改善されて家庭でも落ち着き、要保護性も改善されたなど、保護的措置そのものの効果検証ということで、家庭裁判所は取り組んでいます。
  - 二つめの意味として、保護的措置を受講した少年にとって、どういう効果があったかどうかという効果検証については、あとの振り返りであったり、感想文を読んだり、個々の調査官が当該少年に面接をして、その効果があったのかどうかにつき一人一人の少年について調査し、最終的に処分するしない、しないならどういうかたちで終わるべきか、処分するならどういう処分をするのかということにつなげることになると思います。
- 先程の説明で聞いていると、非常に効果があって、処分としては、保護処分にしなくてもよいのではないかということで、調査だけで審判を打ち切ってしまうとか、あるいは不処分ということにつながりやすい効果ばかりが指摘されていたのですが、社会奉仕活動の対象がどういう方かによると思います。
  - 一番最初の対象者というのは、不処分あるいは審判不開始、次の人は試験観察であり、少年院に入るような人まで対象にするのかと言えば、そこまではしていないとは思っており、どちらかというと不処分とか、保護的な措置を取るのかを悩む人ぐらいの位置付けで考えているのかなと思っていたのですが、そこの説明がなかったので違和感を感じました。非常に良かったとの評価ばかりでは、外部

に対する説明としては、このような部分が理解されにくいと思いました。やはり、刑事処分など、逆送(検察官送致)になるような事案については、このように取り扱わない(社会体験型保護的措置の対象とならない。)ということが明確にでてくるのではないかと思っています。

- △ 保護観察にするとか、少年院送致にすることが予想される少年は、当然、それに応じた対応をすることになり、社会体験型保護的措置の対象となる少年については、非行性や要保護性が軽く、不開始であるとか不処分が予想される少年たちになります。そのような少年が有している問題性、家庭環境に応じた教育的な指導を加えることによって、不処分、不開始で終わるという手続となり、社会体験型保護的措置は第一義的な部分になります。もちろん、すべての少年において上手くいくわけではありません。社会奉仕型短期補導委託で、途中で最後までいかずに終わってしまうとか、親子合宿でも参加を予定していたのが、直前になってキャンセルされることもあります。個々の少年に応じて原因は違いますので、その原因も調査した上で、不処分、不開始でよいのか、あるいは保護観察にするのか、少年院送致にするのか、どのような保護処分にするのか、家庭裁判所としての審判の処分を決めるかたちになるのではないかと思われます。
- 試験観察の場合,短期の補導委託にしても,それを目的に在宅試験観察にする わけではなく,在宅試験観察にして短期の補導委託が無事に終われば,少年院送 致を見送って保護観察にするというわけではありません。

試験観察の前半に、短期補導委託にすることは、試験観察期間に生活態度等が上向くことを期待し、だんだんと上向きの姿勢が見えてきて、さらに上向きの姿勢が続くという見極めがつけば、在宅試験観察を打ち切って保護観察につなげるというイメージになります。試験観察中に上昇過程を確保するために、どういう手を打てば、将来の展望が明るい方向に向けさせられるのか、いわば、手段の一つとして受け取っていただけるとよいと思います。

自尊心が低く, 自己評価も低い, いじけてる少年に対して, 社会奉仕活動など

をやらせてみたところ,最初はおどおどしていた少年が楽しかったと言ってくれることもあります。少年に達成感をもたせて,上向きになるきっかけの要因となることを期待しています。短期のボランティアをやらせてそれを乗り切れたら,それだけで試験観察を終わってもよいという位置づけとしては行っていないつもりです。様々な保護的措置がどういう意味を持つのかということは,保護的措置を試みても,やはり施設に収容して矯正教育をきっちりと受けさせなければ不安だという状況が続くのか,あるいは試験観察中に上向きになり,本質的に上向いていくであろうとの見極めがつくのかであって,この見極めがつけば,矯正教育でなくてもいいと判断できて,不処分は,あまりないと思います。保護観察につなぐということで考えていただければよいと思います。

- 試験観察中の人は、何人ぐらいいるのですか。
- △ 現時点では、在宅の試験観察の件数としては、四十数件の少年が試験観察になって動いている状況になっています。
- 参加人数の比率としては、高いのですか。
- △ 年間,社会奉仕型活動で約30人くらい,親子合宿になると約10人強くらいになります。
- 試験観察中の人は、必ず、このどちらかに参加するのですか。
- $\triangle$  いいえ、そういうわけではありません。
- 社会体験型保護的措置や親子合宿に参加しない人は、どのように観察しているのですか。
- △ 例えば、勤労少年であれば、職場に戻ってから、1箇月に2回くらい会って様子を見て、少年院に行かずにすむかどうか観察し、このような特別な行事に参加させずに見ていくことになります。無職の少年なら、社会体験型保護的措置を社会生活のスタートのきっかけとするために利用したり、試験観察の卒業ということで利用したりしています。もちろん、これを利用しない試験観察もあります。
- イメージ的には、親子合宿に参加する人はごく一部であり、短期補導委託に

ついても、最近、よく利用しているような感じはしますが、これも一部であります。在宅試験観察の場合には、導入の部分では、例えば、調査官が週に2回呼んで調査しており、少年が落ち着いてくれば、週に1回にしたり、月に2回ぐらいにしています。単に呼んで来てもらって説示したりするのではなく、例えば、日記をつけさせて保護者にコメントを書いてもらい、それを毎回提出させ、それに基づいて調査官がコメントを書いたり励ましたりして、きめ細かな働きかけをしており、非常に大変な作業を行っています。このような働きかけを行うことによって、矯正教育である少年院送致でなくても、上手くいく可能性がある少年の場合には、打合せを行って、在宅試験観察の場合には、何を目的にすればいいのかを設定し、それが完全にできなくても、ある程度上手く行けば保護観察につなげるかなどを話し合っています。調査が目的なのか教育的な働きかけが目的なのかという意味では、感覚としては圧倒的に教育的な働きかけのイメージが強いと思います。在宅試験観察については、目標設定をどうすべきか、どこまで上向きになればよいのかなどを打ち合わせた上で、決定しています。

○ いま、社会体験型保護的措置の位置づけの話がありましたが、調査の中での教育的働きかけであり、最終処分の決定のための参考ということだと思いますが、教育的働きかけの手段にする場合には、保護観察処分を決めていただきまして、保護処分の執行機関である保護観察所に少年を移していただくこともあり得るのかなと思いました。

保護観察所では、15年くらい社会参加活動の実績があり、これは、家庭裁判所において、短期保護観察の課題として社会活動に参加するという意見をつけてもらった上で行うことになっています。実際には、短期でなくても、通常の保護観察処分である1号観察、さらには、少年院仮退院の2号観察に対しても、望ましい少年がいれば、社会参加活動を勧めて、本人の任意参加で行っています。これには本人の社会適応力の向上や健全な対人関係が持てるようにするなど、いろいろな目的があります。従いまして、保護観察所の処遇の中でも、家庭裁判所と

類似の働きかけはしております。保護観察所の社会参加活動については、強制ではなく、同意した者に行い、参加者の選定や活動場所の確保の問題もあるので、多くの対象者に実施しているわけではありません。ただし、今後の課題として、将来、社会貢献活動というものを導入することを検討しています。これは、今年の2月24日に法制審議会で保護観察の特別遵守事項に社会貢献活動を加えることに関する法整備について答申がなされ、少年に限らず、保護観察処分になった者に対して、遵守事項で、強制的に社会貢献活動をさせるものです。成人については、諸外国では社会奉仕命令があり、刑罰の一種であったり代替措置であったりするのですが、それに近いようなかたちになるかも知れません。少年の場合には、教育的な意味合いからを行うわけですが、遵守事項に付けることについては、裁判所で意見を付してもらうことにもなります。今は、社会参加活動ということで任意的に行っていますが、将来的には遵守事項ということで、強制的にさせるということになる可能性があります。成人の場合には、償い的な意味合いがでてくると思いますが、少年の場合には、保護処分の流れの中で、教育的な働きかけとして行っていくことになります。

○ 教育的な意味から、調査官のみなさんが時間と手間をかけていることに感動しました。二つの課題があったように説明をお聞きしましたが、一つ目がスタッフに負担がかかるということ、二つ目が負担がかかる割になかなか参加者が集まらないようなところがあるとお聞きしました。一つのアイデアになりますが、裁判所のスタッフの方が公園の清掃をするときには、下見に行き、清掃道具などを用意されたり、集めたゴミ袋を捨てたりしてサポートをされていると思います。例えば、地域で清掃活動をされている地域団体があり、定期的に日にちと時間を決めて清掃道具を用意して、集めたゴミは持っていくということを自主的にされているので、そのような地域団体と連携して参加するだけで、地域の方にも喜ばれるし、スタッフの負担も減ることになります。地域の方も都心部のため、若い人がおらず、お年寄りの方と仕事に行かれる前のビジネス

マンの方が多いということで、朝に活動されている場合とかお昼休みに活動されている場合などがあります。そのため、若い人を求めていますので、少年たちがこのような地域の活動に参加すれば、地域の人にも喜んでもらえることにもなります。また、大阪市の中央区で活動している作業として、「橋洗い」というのがあります。「橋洗い」は水都大阪の再生ということで、大阪市にある橋をみんなで洗おうと、区役所を中心に進めており、中央区には多くの橋があるので、中央区役所が段取りを組んで、地域住民の方が行っています。そこに少年たちが行くようにすると、同じようにスタッフの手間が省けるようになると思います。先程、学生ボランティアスタッフが自分たちのために来てくれているということで、少年たちが感動するという話がありましたが、この作業についても、地域のためにこれだけの人が動いているということで、違った感動があり、同じ事をしている人を見ることも刺激になると思います。

また、なかなか参加者を集めることが難しいというお話でしたが、御案内するときに新聞記事などを一緒につけたりするなど、参加された方の感想がわかるようにすると、この活動に参加すればこういうことがあるかも知れないという期待が保護者や少年に伝わるのではないかと思いました。そのような工夫をされると、もっと効果が皆さんに伝わるのではないかと思いました。

- □ 貴重な御意見をどうもありがとうございました。
- 私は、今回の社会型補導委託を受託している当事者でもあり、老人介護施設を経営しています。芸能人の方が覚せい剤などで捕まり、老人ホームに行ってボランティア活動をしたという記事が出たとき、我々の職場で出た言葉として、我々がやっている職場は、罰ゲームのようなものなのか、我々の仕事はそういうものなのかという話が出ました。少年にとって老人ホームは、あまりなじみがない業種ですので、積極的に喜んで来る少年は少ないように思います。そういうことを前提にして、受け入れの際には、「気付き」を得てもらうように考えています。例えば、更生の一助になるように、レクレーションなども楽しみながら活動して

もらうことです。しかし、残念ながら、途中から少年が来なくなったケースもあります。我々は、それが自分たちの力不足だと認識していましたが、先程、調査官の方から、それはそれで少年にとっては良い体験になっているとお聞きしましたので、非常に救われた気がいたします。少年たちは、直接介護行為ができませんので、周辺的な活動に留まってしまいますが、そのような中で、いかにやり甲斐を持って、来て良かったと思ってもらうよう意識をもって実施しています。

ただ、活動が終わった後、少年がどのようになったのかが受託者には見えてきません。我々が行ったことが、どれだけ効果があったのか効果検証ができない状態です。もし、活動後の少年の状況を教えていただけるのであれば、我々のやり甲斐にもつながりますし、足りない部分があったのであれば、改善していくことになりますので、要望ではありませんが、そのようなことがあれば良いなと感じています。

○ 試験観察中の少年で高校受験を志す少年に対して、少年友の会では、学生のボランティアを通して、勉強を教えています。先程の御意見にもありましたが、少年が高校に合格したか否かについては、裁判所から教えていただけません。もし、教えていただければ学生の励みにもなると思いますが、そういうようなことは教えていただけないのでしょうか。私は、試験観察中の子どもが少しでも上向きになるように、少年も保護者も希望している高校に入学してもらい、少しでも良くなればいいなと思っています。学生ボランティアにも言っていますが、勉強から入らずに、お姉ちゃん、お兄ちゃんという感じからコミュニケーションをとり、その後、勉強に進んでいく必要があります。不登校の子どもが多く、小学生程度の学習能力しかない子どもに高校の受験勉強を教えることは、本当に大変なことです。教える期間も短く、約三、四箇月くらいしかありませんので、月に2回ぐらいの割合で行っています。ボランティア学生からも、「少年たちはどのようになっているのですか。」と聞かれることが多く、可能であれば教えていただきたいと思います。

- □ 裁判所として、一つの課題であると思われますが、この問題については、少年 のプライバシーなどいろいろな観点から考えないといけないと思います。ただ、 御協力いただいている以上、考え方をまとめて慎重に対応させていただく必要が あると思います。
- △ 社会奉仕型活動については、少年が感想文を書いた場合には、感想文を送らせていただいています。不利益な処分を受けた場合には、やはり問題があります。保護観察などになった場合には、保護者、少年の同意を得て、問い合わせを頂いたときには、お知らせすることが可能かもわかりませんが、進学の合否については回答しておりません。御協力いただいている方には、大変申し訳なく思っております。
- 今回のこの問題は、スタートとしては、裁判所が処分を決定するための調査だと思います。現場で観察していると、どちらが良いのかということにはならず、教育という要因が入ってくると思います。結局、教育装置としての家庭裁判所への期待が子どもが絡む問題については、高まって来ているのではないかと思います。似たような問題として、面会交流など子の監護の問題について、親への教育をいかにしてするのかが問題となっています。家庭裁判所でもビデオを作成していただいていますが、面会交流などはずっと続きますので、代理人の弁護士がいつまで付き合わないといけないのかということで苦労しています。このような分野でも裁判所の教育機能に対する期待が膨らんできているのではないかと思います。
- △ 調査官の調査自体は、事実の調査というのが大前提の目的としてあるのですが、少年法の理念からすれば、家庭裁判所が持っている教育的機能に対する期待もあります。少年に自分が持っている問題性を自覚してもらったり、家庭機能を回復してもらったりしながら、その過程で更生を図っていくという少年法の理念を実現していくために、事実の調査もあるということを考えると、教育的役割を重視していくことにならざるを得ないと思います。ただ、処分するわけですか

- ら, きちんとした事実の調査をすることも忘れてはいけないと思っています。
- 商工会議所では、学校教育の中で行われているキャリア教育の支援に取り組んでいます。キャリア教育というのは、「生きる力」を育むということで、体験活動を非常に重視して、子どもたちの自尊感情を醸成しようとするものです。特に、大阪の子どもたちは、全国の学力調査の中で自尊感情が低いという結果が出ており、自分が社会から認められていない、家庭の中に居場所がないように感じている子どもが多いと言われています。そういう意味で、体験活動を通じて、社会の中の一員であること、社会に求められていることを考えるきっかけになればいいと思います。本日の説明をお聞きして、非常に良いことをされていると感じています。やはり、子どもたちにとっては、前に踏む出すきっかけが一番大事だと思いますので、是非、裁判所として、このような活動を広くアピールしていただきたいと思います。
- □ お配りしている親子合宿の報告書を読んだときに、私はお母さんの言葉に非常に感動しました。家庭裁判所の役割は、非常に地味であり、先程から「効果」という問題がでていましたが、「効果」だけを考えてよいのかと思うところがあります。ささやかな親子のきっかけ作りさえできれば、それが出発点になるのではないかと思っています。もっとも、裁判所でも、教育的措置によって、再犯率がどれぐらいあるのかに、関心を持たなければいけないという認識は間違いないと思います。
- 私の場合は、視点が二つありますので見方が変わってきます。今は、被害者側が、「被害者等」というかたちで少年審判に関わることが認められています。例えば、一定の要件がある場合は、被害者等が審判を傍聴できる、あるいは、少年事件の記録の閲覧ができるようになっています。少年事件だからということで、通常の事件と異なることにつき、被害者が理解してくれない面があります。その人たちに、「この事件は、家裁に送致しています。」という説明をしたときに、「どうして、普通の刑事裁判でやってくれないのですか。」というような声

に対しての対応を検察庁で対応しないといけません。そのような中で,この問題を取り上げるときに,先程も説明がありましたが,要保護性や非行性の程度が低いからであるとか,重大な罪を犯した場合などには,裁判所も刑事処分相当という判断をしてくれるのですよという説明をして,理解を求めないといけない部分もありますので,少し,違和感を感じたとお聞きいただければと思います。

□ 御意見も出尽くしたようでございますので、本日のテーマに関する意見交換 はこの程度で終わらせていただきます。貴重な御意見及び御提案をいただきまし て、ありがとうございました。